

「かんぽ生命保険」の団体取扱が始まりました。

鹿児島県学校生協

「かんぽ生命保険」団体取扱（月払い）開始のお知らせ

日頃より、組合員の皆様から要望がありました、かんぽ生命保険（2007年10月以降に契約した証券）の学校生協による団体取扱が、2016年2月から始まりました。これにより、かんぽ生命保険に団体割引が適用され、保険料は、毎月給与から控除できるようになりました。

◆「かんぽ生命保険」を学校生協の団体取扱にすると保険料が割引になります。

※窓口払込より3%、口座振込より1%割引となります。

（例）毎月の保険料が、20,400 円の場合

集金・窓口払込	20,400 円
個人での口座振込	20,000 円
団体取扱	19,800 円

※個人で、「半年払い」「年払い」している場合より、団体取扱の方がお得です。

◆団体取扱の対象となる方。（次の要件すべてを満たす方）

- ①鹿児島県学校生活協同組合の現職組合員である方。
- ②県内の小・中・高等学校、特別支援学校、教育庁等に勤務されている方。
- ③県の電算処理に基づき、保険料を福利厚生事務センターで引取りできる方。

※学校生協組合員でない方は、出資金1口1,000円以上を拠出すれば組合員になれます。

※退職・異動等で要件を満たさなくなった場合は、その時点で団体取扱ができなくなります。

（個人扱いで保険を継続することはできます。）

◆団体取扱ができる保険。

- ①保険の契約者が学校生協の組合員本人であること。
- ②2007年10月1日以降に契約した、「学資保険」「養老保険」「終身保険」等。
※保険証券番号（11桁）の3、4桁目が「50」または「51」の保険が該当します。
※年金保険、財形保険は対象外です。
- ③保険料が毎月払い（月払い）の保険。
※年払い、半年払いの契約は、毎月払への変更が必要です。

<お問い合わせ>
鹿児島県学校生協
TEL 099-225-2666
担当 有馬

◆**団体取扱への移行の流れ。(2017年6月から団体取扱の給与控除を希望する場合)**

※すでに「かんぽ生命保険」に加入していて、毎月、郵便局や銀行の口座引落しで保険料を納めていた方。

団体取扱を希望される方は、別紙「かんぽ生命保険団体取扱希望申込書」を学校生協に FAX で送信してください。

2017年4月7日(金) 必着

同時に

学校生協から「団体払込加入確認書」と「返信用封筒」を送付します。
記入例を参考に「団体払込加入確認書」を学校生協に返送してください。
2017年4月17日(月) 必着

学校生協から郵便局へ団体取扱の手続きをし、郵便局の受付日付印が押された、「加入確認書・通知書」(お客様控)を学校生協からお返しします。

【重要事項】

①郵便局の口座からの引落しで保険料を納めていた方

4月1日～17日の間に、郵便局に保険証番号がわかる書類を持参し、**4月分と5月分**の2ヶ月分の保険料を窓口で払い込んでください。

②鹿兒島銀行等、郵便局以外の金融機関の口座からの引落しで保険料を納めていた方

4月4日～13日の間に、郵便局に保険証番号がわかる書類を持参し、**4月分と5月分**の2ヶ月分の保険料を窓口で払い込んでください。

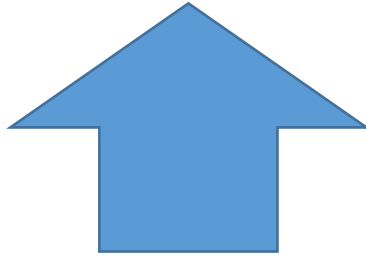
※ 団体取扱を受けるには、団体加入を希望する月の**前月分までの保険料が前々月までに前納**されていなければなりません。

2017年6月から団体取扱による保険料の給与控除が始まります。

◆**保険料を前納している場合** 次回の払込予定月から**団体加入(給与控除)**できます。

別紙「かんぽ生命保険団体取扱希望申込書」を学校生協に FAX で送信し、次回払込予定月の6ヶ月前から前々月15日までに、「団体払込加入確認書」を学校生協に提出して下さい。

(別紙)



鹿児島県学校生活協同組合 御中

フリーファックス
0120-15-3194

かんぽ生命保険団体取扱希望申込書

鹿児島県学校生活協同組合による「かんぽ生命保険」団体取扱を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

フリガナ 氏名	
職員番号（6ケタ）	
所属所名	
現在契約中のかんぽ生命保険が、 年払い 又は 半年払い になっている人	<input type="checkbox"/> 年払い（ 年 月分まで払込済） <input type="checkbox"/> 半年払い（ 年 月分まで払込済）
電話番号（昼間連絡のつく番号、できるだけ携帯の番号をお書きください）	

<個人情報の取扱いについて>

この希望申込書に記載の個人情報は、団体取扱手続きにのみ使用し、鹿児島県学校生活協同組合から株式会社かんぽ生命保険に提供する場合があります。